

登載依頼

熊本県民文化祭推進委員会公告第2号

熊本県民文化祭推進委員会の会議を、次のとおり開催する。
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成16年7月9日

- 1 開催日時
平成16年8月4日（水）
午後2時から
- 2 開催場所
熊本市城東町4番2号
熊本ホテルキャッスル 地下1階「山茶花」
- 3 議題
(1) 第17回熊本県民文化祭 in 八代・水俣葦北の事業計画案について
(2) その他
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、委員会の会長の許可を得たうえで、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県民文化祭推進委員会事務局（熊本県地域振興部文化企画課事業推進班）
（電話 096-383-1111 内線 3547）

熊本県監査委員会公告第7号

平成16年4月20日から平成16年6月2日までの間に実施した監査の結果に関する報告を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成16年7月9日

熊本県監査委員	松	本	和	彦
同	山	本	豊	孝
同	荒	木	詔	之
同	船	田	直	大

1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施年月日

監 査 対 象 機 関		監査対象期間	監査実施年月日
部局名	機 関 名		
総務部	県立大学	平成15年 4月 ～平成16年 3月	平成16年 5月27日
	東京事務所	〃	平成16年 5月20日～21日
	自動車税事務所	〃	平成16年 6月 2日
健康福祉部	福祉総合相談所	〃	平成16年 5月18日
	精神保健福祉センター	〃	平成16年 4月20日
	こども総合療育センター	〃	平成16年 4月21日
	保育大学校	〃	平成16年 5月25日
環境生活部	くまもと県民交流館	〃	平成16年 5月24日
商工観光労働部	計量検定所	〃	平成16年 4月21日
	工業技術センター	〃	平成16年 5月11日
	熊本高等技術訓練校	〃	平成16年 5月26日
農政部	熊本農政事務所	〃	平成16年 5月26日
	農業大学校	〃	平成16年 5月12日
	城北家畜保健衛生所	〃	平成16年 4月27日
	城南家畜保健衛生所	〃	平成16年 4月28日
林務水産部	林業研究指導所	〃	平成16年 5月12日
	漁業取締事務所	〃	平成16年 5月13日
土木部	氷川ダム管理所	〃	平成16年 4月22日
	三角港管理事務所	〃	平成16年 4月22日
	水俣港管理事務所	〃	平成16年 4月28日

土木部	天草空港管理事務所	〃	平成16年 4月26日
	新幹線玉名事務所	〃	平成16年 4月23日
教育委員会	宇城教育事務所	〃	平成16年 5月18日
	鹿本教育事務所	〃	平成16年 5月19日
	阿蘇教育事務所	〃	平成16年 5月25日
	八代教育事務所	〃	平成16年 5月24日
	球磨教育事務所	〃	平成16年 5月28日
	教育センター	〃	平成16年 5月13日
	天草青年の家	〃	平成16年 4月27日
	豊野少年自然の家	〃	平成16年 4月26日
	県立美術館	〃	平成16年 5月14日

2 監査の主眼

今回の監査は、知事部局22出先機関、教育委員会9機関（教育事務所5、その他出先機関4）を対象に、法規性、正確性、経済性・効率性、有効性について、次の事項に主眼をおいて実施した。

- (1) 収入事務は、適時適切に行われているか。
- (2) 収入客体の把握は適切か。
- (3) 収入未済に係る債権管理は適切にされているか。
- (4) 現金の収納、保管等の管理は適切か。チェック体制が機能しているか。
- (5) 支出関係の事務は適正に行われているか。
- (6) 各種契約事務は適正に行われているか。
- (7) 支出に係る履行確認は確実にされているか。
- (8) 工事の計画、設計及び施行は適切に行われているか。
- (9) 補償事務は適正に行われているか。
- (10) 物品の取得及び管理は適正に行われているか。
- (11) 財産の取得及び管理は適正に行われているか。

3 監査の結果

○報告公表事項

監査において是正又は改善を要する事項として指摘したものは、次のとおりである。

総務部

- (1) 単年度契約がなされた庁舎警備業務委託において、債務負担行為に基づく変更契約を行う際、予定価格が算定されていない。なお、今後の契約に当たっては、競争入札を行うこと。（自動車税事務所）

健康福祉部

- (1) 児童保護費負担金等の未収金（平成15年度末現在50,530,815円）について、引き続きその解消に努めること。（福祉総合相談所）

農政部

- (1) 農業改良資金貸付金の未収金（平成15年度末現在 1,460,000円）について、その解消に努めること。

林務水産部

- (1) 漁業取締船あまくさの事故に伴う修繕費の支払い及び漁船保険保険金の受け入れが、地方自治法に基づいた処理となっていない。（漁政課、漁業取締事務所）

土木部

- (1) 港湾用地を使用していた法人の倒産により、老朽化した建造物が残されている。危険な状態であるので、引き続き関係機関と連携し、今後の処理方針について検討すること。（三角港管理事務所）

○指導事項

なお、監査時において、現金領収書や現金出納簿の記載不備、郵便切手類出納簿における出納員引き継ぎのもれ、通勤手当における通勤距離の再調査が必要なもの等に関して、是正又は改善を要する事項として指導を行った。

熊本県監査委員公告第8号

平成15年11月18日から平成16年2月27日までの間に実施した財政的援助団体等監査の結果に基づく改善措置を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により公表する。

平成16年7月9日

熊本県監査委員	松	本	和	彦
同	山	本	豊	孝
同	荒	木	詔	之
同	船	田	直	大

監査対象機関	監査執行年月日	報告公表事項	改善措置
フィッシャリーナ天草株式会社	平成16年 2月 9日	経営改善の努力の結果、当期欠損金は前年度に比較して縮減されているが、平成14年度末現在123,330千円の累積欠損金の解消に向けて、なお一層の改善に努めること。	フィッシャリーナ天草(株)において、平成12年12月に策定した「新たな経営戦略」に基づき、福岡方面への営業強化や回航サービス等の拡充等を行う一方、平成13年7月にオーストラリア天草市立総合海水浴場休憩施設「海の家」の管理運営受託や、平成15年7月にオーストラリア立三角港波多マリナーナのコラボレーション業務の受託など売上上の拡大を図っているところである。「新たな経営戦略」に基づき、累積欠損金の解消に向け、更なる経営の改善に努めるよう指導を行っているところである。
財団法人くまもとテックノ産業財団	平成16年 1月26日	設備貸与事業及び単県設備貸与事業の未収金(平成14年度末現在、187,698千円)について、回収努力が行われているが、引き続き解消に努めること。	債権者及び保証人に対する徴収の強化、機械の売却、債権回収担当者等の配置等により回収努力を行うよう指導する。また、新たな未収が発生しないよう貸付事前審査の徹底、経営面の指導強化に努めるよう指導する。
社団法人熊本県林業公社	平成16年 2月 4日	公益法人会計基準に基づき決算書類を作成するとともに、損益計算書において収支差額全額を山林勘定に振り替えている点等について、適正な経営状況を表示するよう検討すること。	林業公社では、平成15年度決算から公益法人会計に基づき作成することとしており、県としては、これに伴う定款変更の認可手続きの中で指導していきたい。林事業が長期に亘る特殊性、山林勘定の振替は、公社の分収林事業が長期に亘る全国的な共通課題として「全国森林整備協会」を中心に検討が進められているところである。本県においても、包括外部監査等で指摘されている点などを含め精査し、全国の取組状況を踏まえつつ、適正な経営状況が表示できるよう指導を行いたい。
学校法人常盤学園、総務部私学文書課	平成16年 2月25日	私立専修学校各種学校設備整備費補助金について、平成14年度中に備品購入が行われていないにもかかわらず購入していたとして実績報告が提出されていた(補助金額1,534千円)。	熊本県補助金交付規則に基づき、交付済みの補助金については全額返納させた。また、学校法人に対しては、補助金適正執行について指導を行った。さらに、実績報告確認審査の一層の徹底を図った。
総務部私学文書課	平成15年11月19日 平成15年11月21日	平成14年度の私立学校經常費補助金の交付に当たり、学校法人2団体について、補助金額の算定に誤りがあった。	平成14年度經常費補助金の再計算を行い、その増減額については、熊本県私立学校經常費補助金交付要項の規定に基づいて、平成15年度經常費補助金で調整した。また、補助金算定資料の確認審査の一層の徹底を図った。

熊本県監査委員会公告第9号

熊本県知事から、平成14年度包括外部監査の結果等に基づき措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成16年7月9日

熊本県監査委員	松	本	和	彦
同	山	本	豊	孝
同	荒	木	詔	之
同	船	田	直	大

平成14年度包括外部監査結果に係る措置状況
 所管課：労働雇用課
 公社及び財政援助団体に対する監査（財団法人熊本県雇環境整備協会）

項目	区分	指 摘 内 容	講じた措置
財団法人の事業の見直しについて	結果	<ul style="list-style-type: none"> 法人設立当時の雇用環境から現時点での雇用環境は激変しており、法人のあり方、事業の意義を含め検討する時期にきている。現下の厳しい雇用情勢のもとでは、当法人は、その行う事業を雇用促進により効果のある事業に変換する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 検討委員会の提言の趣旨に沿って、平成15年度途中から実施可能な事業については実施している。
法人運営について （1）理事会運営について	結果	<ul style="list-style-type: none"> 理事の出席について、常時出席者のメンバーは当財団及び熊本県の関係者で、それ以外の理事は本人の出席割合が少ない。本人の出席割合が増えるよう努めること。 	<ul style="list-style-type: none"> 本人出席が増えるようにする観点から、理事会構成を見直し、4月27日に新理事を選任した。
（2）評議員会について	結果	<ul style="list-style-type: none"> 理事等の執行機関を牽制し業務執行の公正性、法人運営の適置を確保する機関として評議員会設置を検討すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 3月の理事会において、評議員の選任について承認を得たので、4月27日に評議員会を設置した。
（3）文書管理について	結果	<ul style="list-style-type: none"> 議事録は時系列に綴り、履歴書等は現在選任されている理事・監事と過去に辞任した理事・監事とは区別して整理・保管すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 指摘内容のとおり改善済
（4）理事会、役員について	意見	<ul style="list-style-type: none"> 理事について、議案に対して建設的・実務的な意見を提案できる者が就任することが法人運営上は好ましい。また、常務理事には常勤可能な者が就任し、理事長に代わり業務の執行にあたるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 理事会の構成等については、検討委員会の提言も踏まえ、4月27日に新理事を選任した。

項目	区分	指 摘 内 容	講じた措置
助成事業及び育成事業について	意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福利施設整備助成事業について、助成要綱には記載されていないが、添付書類として次の書類を徴収するのが望ましい。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人にあっては、法人の登記簿謄本 ・ 個人にあっては、住民票 ・ 法人または個人の最近年度の決算書類 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指摘内容のとおり改善済
広報・啓発事業及び雇用環境整備受託事業について (1) ホームページ制作委託	意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ インターネットホームページについて、ページ自体がプログラムを内蔵しているため、そのプログラム機能部分はソフトウェアの取得価額として、資産(無形固定資産)へ計上すべき。その場合、ソフトウェア取得価額の収支計算科目は、無形固定資産購入支出とすべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指摘内容のとおり改善済
(2) Uターン求人情報誌「アゲイン」について	意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ くまもとUターン求人情報誌「アゲイン」について、さらに公益性を向上させるのは困難であると考えられ、役割について再検討する時期に来ている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「アゲイン」については、3月号をもって廃刊。ホームページの関連ページの拡充を進めている。
財務諸表の表示について	意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収入計上は現金ベースではなく発生ベースでの計上とすべきであり、複式簿記の原則に従い、消費税の処理を適正に行い法人の財産額を計上すべき。 ・ 収支予算書において、前年度の予算額は補正後の予算を用い本年度予算と対比すべきであり、次期繰越収支差額はゼロ予算でなく、資金残高の実態に合った金額とすべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指摘内容のとおり改善済

項目	区分	指 摘 内 容	講じた措置
会計処理について (1) 財産収入について	意見	<ul style="list-style-type: none"> 基本財産運用収入について、平成1111年度から現金ベースの計上に変更しているが、従来採用していた発生ベースでの計上に戻す必要がある。基金収入についても発生ベースの計上にすべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 指摘内容のとおり改善済
(2) 事業収入について	意見	<ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省からの受託事業について、概算での交付委託費を確定し返還する場合には受託事業収入の減額として会計処理すべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> 指摘内容のとおり改善済
(3) 収支計算書について	意見	<ul style="list-style-type: none"> 固定資産の取得に係る支出については、固定資産取得支出として収支計算書の支出の部において別に区分計上することが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 指摘内容のとおり改善済
(4) 正味財産増減計算書について	意見	<ul style="list-style-type: none"> 固定資産の消費税額が法人の決算書上簿外処理となり、結果として消費税額が一部減れており、法人の正味財産額が過小に計上されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 指摘内容のとおり改善済
(5) 貸借対照表及び財産目録について	意見	<ul style="list-style-type: none"> 貸借対照表、財産目録に計上されている固定資産の価額が一部消費税相当額過少となっている。 社会保険料、源泉所得税等の預り金の計上に誤りがある。誤りをなくすため、預り金の補助簿を作り、残高を正確に管理していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 指摘内容のとおり改善済
(6) 情報公開について	意見	<ul style="list-style-type: none"> インターネットによるホームページを開設していることで、情報公開促進要綱に基づき必要書類等をインターネットによりディスプレイスクリーンアップすべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> 指摘内容のとおり改善済

平成14年度包括外部監査結果に係る措置状況

補助金の監査

件名	所管課	区分	内 容	講じた措置
私立高等学校等経常費補助	私学文書課	結果	<ul style="list-style-type: none"> 事実と異なる園児数が報告された事例がある。幼稚園から報告された園児人員のチェックを厳密に行う必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 園児数報告の確認を徹底し、また幼稚園に赴き実施する運営状況調査の中で、教室、クラス数、出席簿原本の確認等により園児数の確認を入念に行うとともに、園児数が経常費補助金の算定となるため、園児数の報告には誤りのないよう、幼稚園を指導している。
(財) 熊本県職員互助会に対する補助	職員課	意見	<ul style="list-style-type: none"> 補助対象事業並びにそれ以外の事業の決算書が明瞭に区分されていない。公益法人会計基準等の早期導入を検討すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 公益法人会計基準に準拠した会計処理や財務諸表の作成を図るために電算システムを平成15年度から導入し補助事業の決算の明確化について対応した。
私立幼稚園連合会研修費補助	私学文書課	意見	<ul style="list-style-type: none"> 補助金交付要項の別表や交付申請書等では、退職基金造成事業と表示されているが、退職基金造成への補助ではなく、退職金資金給付への補助として補助要項等の見直しをすべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 補助金交付要項等は見直しを行い、退職金給付事業に改めた。
地方バス運行等特別対策事業	交通対策総室	意見	<ul style="list-style-type: none"> 住民の利用状況にあった路線の再編、ダイヤ改正を行うよう指導するとともに、より平均乗車密度が高い路線に対して補助金を支出する等、公共性が高い路線に限り補助金を支出する方向で制度改正を行うべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 合理的な再編路線については、前年度の補助額を限度として補助できるものと改めた。

件名	所管課	区分	内 容	講じた措置
看護師等養成所運営費補助	地域医療推進課	意見	・運営費補助金については、制約はあるがその性格からして年度内に交付する資金が不足する時期に交付することも検討する必要がある。	・14年度から年度内に概算払いにより交付するよう改善した。 14年度分 15年2月交付 15年度分 15年10月交付
熊本県民間児童厚生施設等事業費補助	少子化対策推進課	意見	・乳幼児健康支援一時預かり事業について、事業の利用促進のための広報活動や関係部署との連携が必要。	・平成15年度は県広報誌や広報TVによる周知活動を行ったほか、実施市町村との関係部局連絡会議を実施し、利用促進のための取組を助言している。
熊本県多子世帯子育て支援事業補助	子ども家庭福祉課	結果	・各市町村の補助所要額と実績調査の合計について一致しているかどうかの確認が困難なため、実績調査料のチェックを行う必要がある。	・平成14年度から実績書(世帯別表)の金額を集計するための集計表を提出資料に追加し、その合計と県費補助所要額とが一致するかどうかのチェックを行った。
市町村民生委員協議会補助	福祉課	結果	・各市町村から出される添付資料に、基礎資料となる各民生委員児童会協議会の決算書がなされていないか、民生委員児童会がどこにいくら使われたかを把握する必要がある。	・平成15年度補助金交付事務取扱要領にて実績報告時の資料として、民生委員・児童委員協議会の決算書を添付してもらうこととした。
熊本県看護婦等養成所運営費補助	地域医療推進課	結果	・補助金交付申請書に所要額調査が添付されず、交付額が確定している。補助金を経て金額算定及び交付は、申請手続きに基き行われる必要がある。	・医療関係者養成確保対策費等補助金交付要綱等に基づき、所要額調査等必要書類を徴するなど適正な手続を確保した。
小型合併処理浄化槽設置整備事業	環境保課	結果	・平成13年度の実績報告書について添付された関係書類の照合が行われていない。内容が正しいかどうかを確認を行うこと。	・14年度については、13年度にあった設置者一覧の不備も改善され、適正であることを確認した。

件名	所管課	区分	内 容	講じた措置
商工会・商工会議所・商工会連合会補助	商工政策課	意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ エキスパートバンク制度について、大いに活用されるようPRに力を入れてもらいたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商工会連合会、熊本商工会議所の広報誌を始め、新聞紙上に掲載しPRを図るとともに、経営指導員等から、会議等で会員に対し周知に努めている。
認定訓練実施事業運営費並びに施設設備費補助金	職業能力開発課	意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助事業について、関係者へ広くPRを行い事業主及び訓練生の利用価値が向上するよう注力すべき。 ・ 実績報告について、必要と認められた場合には証憑確認、現地確認等も行うべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県庁ホームページへの掲載や各業界団体との会合等において制度の周知を行うとともに、熊本県職業能力開発協会のリーフレット等による広報を行っている。 ・ 平成14年度は補助対象15校のうち7校、平成15年度は17校のうち6校について現地向いて指導監査を実施し、証憑等の確認を行った。
熊本県野外劇場利用促進事業費補助金	観光物産総室	結果 意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ (財)グリーンピア南阿蘇において収支計算書に記載された内容について関係証憑との照合、確認が行われていない。報告内容について実態調査を行うべき。 ・ (財)グリーンピア南阿蘇について、法人の財政状況は厳しく、南阿蘇地域への経済の貢献度についても調査し、平成17年度に向けて最善の選択が行われるよう期待する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提出された収支計算書と関係証憑との内容照合については本年度より実施することと改善した。また、イベント開催時には職員が立ち会っており、報告内容と実態については確認できる体制であった。 ・ グリーンピア南阿蘇については、平成17年度廃止決定している施設に対する赤字補填のための補助や貸付を行うこと、県民及び議会の理解を得ることが困難であること判断並びに(株)グリーンピア南阿蘇の従業員に対する退職金支払い確保可能時期等総合的に勘案し、平成15年5月末日をもって運営停止したところである。
県産品振興対策事業補助金	観光物産総室	結果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実績報告の内容について、領収書等の関係書類との照合がなされていないので行うようにすべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今年度から実績報告書受領後、すみやかに協会へ赴き、その内容と関係書類との照合を行うよう改善した。

件名	所管課	区分	内 容	講じた措置
野菜価格安定対策事業	園芸生産流通課	意見	<ul style="list-style-type: none"> (社)熊本県野菜安定資金協会において、公益法人会計基準に基づき計算書類を作成する必要がある。担当課においては、協会がより適正な実績報告を受け、協会がより指導的であるサービスを提供できるような充実を図る必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 監査の結果を受け、本年度から、公益法人会計基準に基づいた計算書類を作成した。
おいしいさ一杯くまもとの米販売拡大事業	農産課	意見	<ul style="list-style-type: none"> 森のくまさんの学校給食導入事業における奨励金支給について、事業実施の必要性は薄い。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校給食への奨励金については、平成15年度で終了した。
青果物緊急生産販売戦略対策事業	園芸生産流通課	意見	<ul style="list-style-type: none"> 定額で補助を行う場合でも、補助金の金額の算定根拠は明確にする必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 単に定額で補助するというだけではなく、事業の計画承認にあたっては、補助金の用途について、事業費の積算根拠等の精査を行った。 なお、15年度については、補助金額を減額した。
山林種苗振興対策事業	森林整備課	結果	<ul style="list-style-type: none"> 補助対象事業費の中には関係のない費用が含まれており、事業費の内容を十分に検討する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成15年3月に事業実施要領を改正し、補助対象とする事業内容を明確にした。また、平成15年3月27日に実施した完了検査時に樹苗組合に対し事業内容についての指導を行った。
高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業(建設費補助)	住宅課	意見	<ul style="list-style-type: none"> 建築後の入居者資格のチェック、一定の管理期間における緊急時対応サービス、緊急連絡サービス等の監督が不可欠である。 	<ul style="list-style-type: none"> 入居者の資格審査及び選定は制度要件により賃貸人が住宅供給公社に委託することとを義務付けている。また緊急通報サービスや生活支援サービスなどの管理状況は、効果的な運営がなされているかを確認している。

件名	所管課	区分	内 容	講じた措置
組合施行土地区画整理事業補助金 (地方特定道路整備事業)	都市計画課	結果意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の目的が十分達成されるよう、経済・社会情勢の変化に対応した柔軟な計画変更により事業の早期遂行に努力すること。 	事業の目的を早期に達成できるように事業計画を変更している (HI5.9 第6回変更、HI6.2 第7回変更)。
組合施行土地区画整理事業補助金 (地方特定道路整備事業)	都市計画課	意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業計画については今後也十分かつ柔軟な変更が望まれる。 	事業計画を変更した (HI6.2 第3回変更)。

平成14年度包括外部監査結果に係る措置状況
 所管課：道路政策課
 公社及び財政援助団体に対する監査（熊本県道路公社）

項目	区分	指 摘 内 容	講じた措置
熊本県道路公社会計規程について	結果	<ul style="list-style-type: none"> 道路公社会計規程について、昭和63年10月に出された建設省道路局政課長（資産の部の「繰延勘定」に関する規定）の地方道路公社法施行規則の最終改正（平成12年11月の省令第41号）を参考のうえ、早期に公社の会計規程及び会計規程取扱細則を見直すべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> 会計規程については、平成15年3月24日付けで改正施行済み。
財務諸表への「重要な会計方針」の注記について	結果	<ul style="list-style-type: none"> 財務諸表に損益計算書及び貸借対照表の作成にあたって採用した「重要な会計方針」の記載がない。財務諸表への注記を検討すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成14年度決算から重要な会計方針について注記を行っている。
収支計算について （1）収入の内部統制について	意見	<ul style="list-style-type: none"> 管理事務所等に販売委託している回数通行券について、発行冊数、販売委託冊数、返納冊数がわかる管理台帳が必要と思われる。 	<ul style="list-style-type: none"> 管理台帳は、平成14年度末に作成済み。
（2）財務諸表の開示の工夫について	意見	<ul style="list-style-type: none"> 業績評価や償還能力の良否をわかりやすくするため各事業年度毎に償還準備金繰入額に係る数値について財務諸表に注記して記載するなど、財務諸表の開示方法の工夫を検討すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 償還準備金繰入額算定方法については、平成14年度決算から重要な会計方針として財務諸表に注記することとした。
貸借対照表について （1）有形固定資産について	意見	<ul style="list-style-type: none"> 普通小型自動車、ノートパソコン、ワープロの減価償却は、公社会計規程に基づき取得価格の5%まで償却を行うべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成14年度決算において、取得価格の5%まで償却を行った。